

荒川水系
新河岸川ブロック河川整備計画
(県管理区間)

平成18年2月

埼玉県

はじめに

河川整備計画策定の背景

わが国の河川制度は、明治 29 年に旧河川法が制定されて以来、幾度かの改正を経て現在にいたっている。特に、昭和 39 年の河川法改正では、水系一貫管理制度の導入など、治水、利水の体系的な制度の整備が図られ、地域の発展に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、その後の社会経済状況の変化に伴い、「川」や「水」に対する地域や人々の要望も大きく変化し、河川は、治水、利水の役割を担うだけでなく、うるおいのある水辺空間や多様な生物の生息、生育環境として捉えられ、また、地域の風土と文化を形成する重要な要素としてその個性を生かした川づくりが求められた。

こうした変化を踏まえて、平成 9 年の河川法の改正では、河川行政において水質、生態系の保全、水と緑の景観、河川空間のアメニティといった国民のニーズの増大に応えるべく、河川法の目的として、治水、利水に加え「河川環境の整備と保全」が位置づけられた。

また、地域の人々の意見を反映した河川整備の計画制度が導入され、計画的に河川の整備を実施すべき区間については、従来の治水、利水の河川工事に、河川環境の整備と保全を加えた「河川整備計画」の策定が義務づけられた。

新河岸川ブロック河川整備計画の内容

これまで、埼玉県荒川水系における河川工事は、治水、利水の河川工事についての基本的事項を示した「荒川水系工事实施基本計画」 - 建設省（現・国土交通省） - に基づき、河川ごとに所定の洪水を安全に流下させることを目的とした「河川改良工事全体計画」 - 埼玉県 - を策定し、工事を実施してきた。

そして、平成 9 年の河川法の改正を受け策定を行う本計画は、これまでの治水、利水に加えて河川環境の整備と保全を取り入れ、河川の工事及び維持、管理の目標や実施に関する事項について示したものである。

また、本計画の対象とする期間は概ね 30 年間であるため、実施する内容について細部まで定めることは困難である。そのため、最新の技術や知見、社会状況等をできるだけ多く将来にわたって反映できるように、環境への配慮方針や考え方など、その方向性を大きく示していくものとした。

このような背景のもと、「新河岸川ブロック河川整備計画」では、治水に関する事項については、既に進められている総合治水対策に基づいた工事の継続性や荒川水系全体の計画の一貫性を考慮し、基本的には従来の治水計画の流下能力を確保することとした。

利水に関する事項については、取水状況の把握に努めるなど水利用の適正な管理を行うための基本的な考え方についてまとめるものとした。

河川環境の整備と保全に関する事項については、各河川が多種多様な河川環境を有していることに鑑み、河川環境の整備、保全にあたってのあるべき方向性や考え方をまとめることとした。

又、作成にあたっては、アンケート調査や、市町村、専門家の意見及び国や東京都と協議を行いながら進めた。

目 次

第1章 新河岸川ブロックの概要	1
1.1 新河岸川ブロックの地域特性	1
1.2 新河岸川ブロックの現状と課題	9
1.2.1 治水に関する現状と課題	9
1.2.2 河川の利用及び河川環境に関する現状と課題	14
第2章 河川整備計画の目標に関する事項	19
2.1 計画対象期間及び計画対象区間	19
2.2 洪水による災害の発生の防止または軽減に関する事項	22
2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	23
2.4 河川環境の整備と保全に関する事項	24
第3章 河川整備の実施に関する事項	25
3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所	25
3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	31
3.2.1 洪水による被害発生の防止または軽減	31
3.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	32
3.2.3 河川環境の保全	32
3.2.4 地域住民との協働	33

(附図)

地形・地質

新河岸川ブロックは埼玉県の県南西部に位置しており、ブロックの80%を占める武蔵野台地と呼ばれる段丘面と、荒川低地と呼ばれる沖積低地により構成されている。

埼玉県南部から東京都にわたり広く分布する武蔵野台地は、多摩川によってつくられた古い扇状地で、いくつかの河岸段丘からなっている。これらの段丘面上には、箱根や富士山等、関東地方西方からの偏西風により運ばれた火山群の火山灰が堆積している。これがいわゆる関東ローム層であり、細粒な火山灰を主とするが、中には白色や黄色の粗粒の軽石粒や、軽石層を何枚かはさんでいることもある。このうち、古いものは粘土化が進み、極めて低い透水性を示すが、新しいものは概して透水性に富むことが知られている。武蔵野台地の表層地盤は主として、この透水性に富むローム層に覆われている。

武蔵野台地より東部の荒川低地は、荒川や入間川等によって運ばれた泥や砂礫の堆積によって形成された低地で、自然堤防と後背湿地が入り組んだ地形となっており、透水性は極めて低い。

図 1-1-2 関東ローム層と段丘との関係



図 1-1-3 埼玉県地形区分図

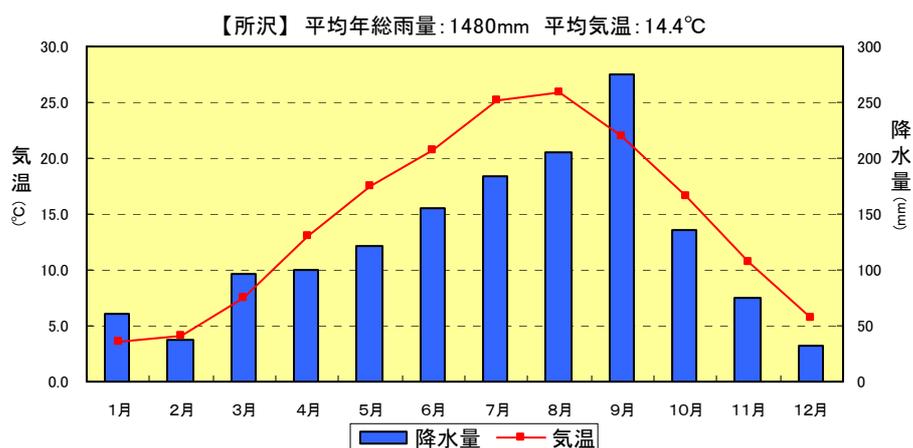


気 候

新河岸川ブロックの気候は太平洋岸性気候であり、年間降水量(平均)は1,400mmから1,500mmで、全国平均値*(約1,720mm)と比べ降水量は少なく、ブロック内の地域差もそれほど大きくない。季節的には、梅雨期(6、7月)、台風期(8、9月)に年間降水量の55%の降雨が集中しており、冬期は非常に少ない。平均気温は15℃前後であり、冬には、乾燥した『カラッ風』といわれる北西季節風が吹き、夏は南東の季節風が支配的で、これが雨を運んでくるため多雨期となり、また最高気温が35℃に達する日も珍しくないほど高温になる。

注) 全国平均値：昭和46年～平成12年の平均値(平成15年版 日本の水資源より)

図 1-1-4 所沢観測所の月別平均降水量と気温



出典：埼玉県統計年鑑

[平成5～14年度版(資料：熊谷気象台「埼玉県気象年報」)](埼玉県)

交通

新河岸川ブロック内には、南北方向に関越自動車道、国道 254 号、東西方向には流域北部に国道 16 号、流域南部に国道 463 号、東京外かく環状道路が延び、これらの道路網により流域各都市間の交通をネットワークしている。

また、鉄道は東武東上線、西武池袋線、西武新宿線が都心に接続しており、JR 武蔵野線、川越線が流域を東西方向に走っている。これらの鉄道が、川越、所沢、朝霞で交差し、交通の要衝となっている。

図 1-1-5 交通網図



動植物

かつての新河岸川ブロックの狭山丘陵や武蔵野台地では、植生的にはスタジイ・ヤブコウジ群集が分布し、田畑、農家がある国木田独歩のいう武蔵野の様子を残していたが、今や古い神社や仏閣の境内林として僅かに残っている程度である。現在もアカマツ、コナラ、ヒサカキの二次林か、スギ、ヒノキの人工林が森林を形成している部分もあるが、近年の開発により森林や耕作地が減少し、人家、工場、道路などが急激に増加して、野生動物の生息地域が侵食されている。特に昆虫類は、多数の生息地が次第に失われつつある。

新河岸川ブロックの武蔵野台地の農耕地には、まとまった平地林が残存しており、タカ類が繁殖する良好な環境が維持されている。

また、点在する屋敷林や雑木林には、ホンドタヌキが生息し、アオバズクなどの繁殖が確認されている。しかし、一部の平地林では、周辺を住宅地で囲まれ、樹林の消失が生じている。

河川沿いに点在する雑木林



ホンドタヌキ



歴史・文化

新河岸川は、江戸時代から川越と江戸とを結ぶ、舟運機能を有していた。高瀬舟が農産物などを満載して、新河岸川を頻繁に航行していたといわれている。新河岸川は、水上の交易路として発展したことが、その名前の由来ともなっている。

古文書によると、寛永15年(1638年)、川越の大火によって焼失した仙波東照宮^{せんぱとうしょうぐう}を再建するために資材を舟で運搬したことが、新河岸川の舟運の始まりとされている。

古地図を見ると、昭和初期まで、新河岸川は川越市の伊佐沼^{いさぬま}を源とし、九十九曲がりと呼ばれた蛇行を繰り返し朝霞市^{しもうちまぎ}の下内間木地先で荒川に合流していた。この当時から、豪雨があればその都度氾濫する川であったと言われ、舟運の繁栄とは別の側面をのぞかせている。

志木河岸へ向かう高瀬舟(大正初期)



新河岸川は、江戸時代から何度も洪水が発生し、人々の暮らしに被害を与えていた。このため、流域の住民や行政機関は、大正時代から新河岸川を治める施策を行ってきた。

新河岸川の改修は、1918(大正 7)年から 1933(昭和 8)年にかけて荒川の改修が荒川放水路から上流に向かって進められていく過程で、国により荒川との分離工事が行われた。国の工事に並行して、県は 1921(大正 10)年から 1930(昭和 5)年にかけて、荒川から分離された新河岸川の上流、総延長約 25 kmの河川改修を行い、ほぼ現在の流れが形成された。これは「昭和の大改修」と呼ばれている。工事の進行とともに、東武東上線などの陸上交通が発展し、新河岸川の舟運の歴史はここで終わった。

武蔵野台地では、1652 年から 1780 年にかけて 255 箇所の新田開発が行われ、新河岸川ブロックでも川越城下から上富、中富、下富と名づけられた三富新田があり、開発当初の地割がほぼ当初のまま残り維持されている。

土地利用

新河岸川ブロックは、首都東京の通勤圏の一角にあり、昭和 30 年代後半からの高度経済成長と相まって、東武東上線、西武池袋線・新宿線沿線地区を中心に宅地開発が急激に進行している。宅地開発は、主として台地部の畑地で進められてきたが、近年、低地の水田部でも宅地化が進んでいる。

新河岸川流域全体について土地利用の推移をみると、流域開発の初期に当たる昭和 36 年ごろは流域面積の約 13%が市街化されていたが、昭和 44 年にはこれが約 27%まで拡大し、現在、流域の約 49% (平成 14 年度現在)が市街化された。

図 1-1-6 土地利用変化図

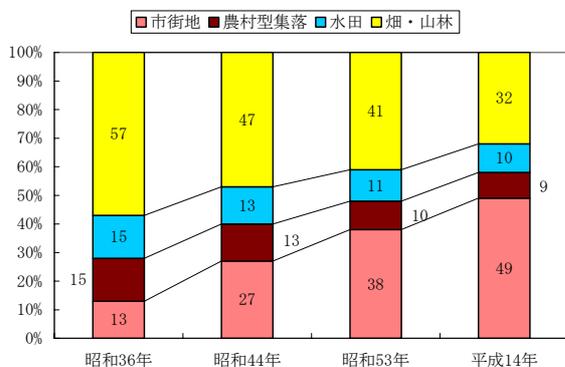
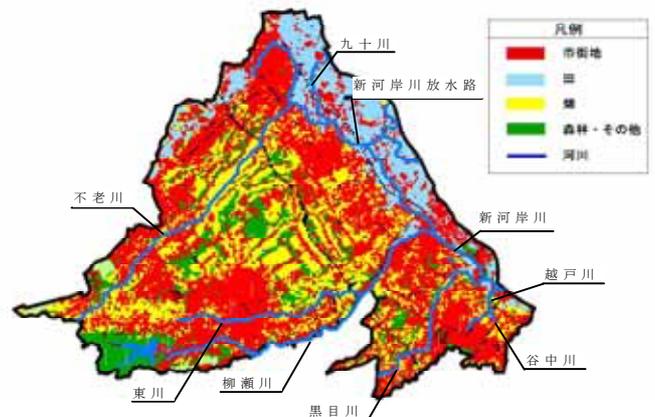


図 1-1-7 土地利用現況図

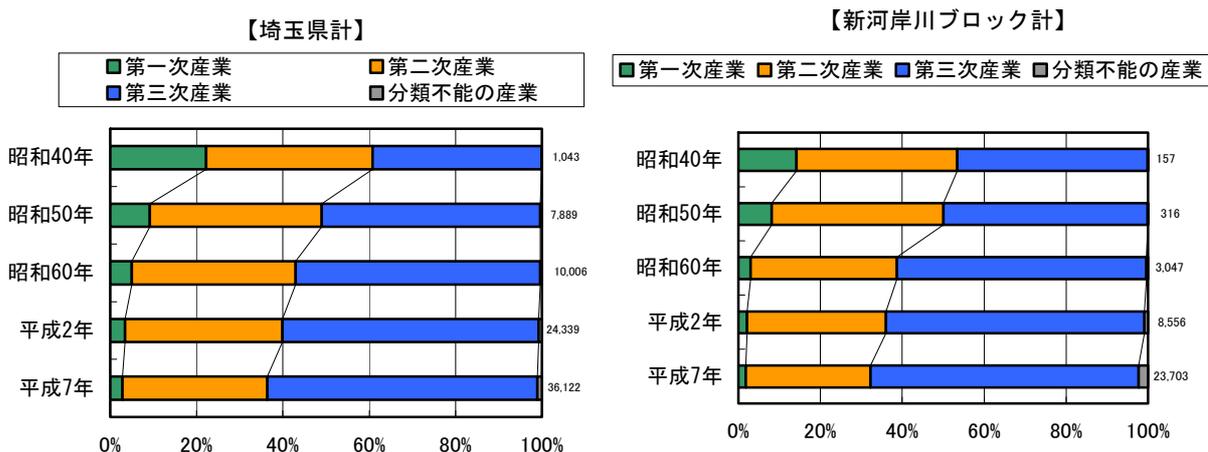


出典：国土数値情報 1/10 細分区画土地利用メッシュデータ (平成 9 年時点)

産業

新河岸川ブロックでは、産業別就業者数の割合の変遷を見ると、昭和40年では第一次産業：19%、第二次産業：40%、第三次産業：41%であったものが、30年後の平成7年には同2%、30%、66%となり、特に第一次産業の占める割合が急減し、第三次産業の占める割合が急増している。これは、全県レベルで見ても同様の傾向が伺える。

図 1-1-8 産業別 15 歳以上就業者の割合の変遷（昭和 40 年～平成 7 年）

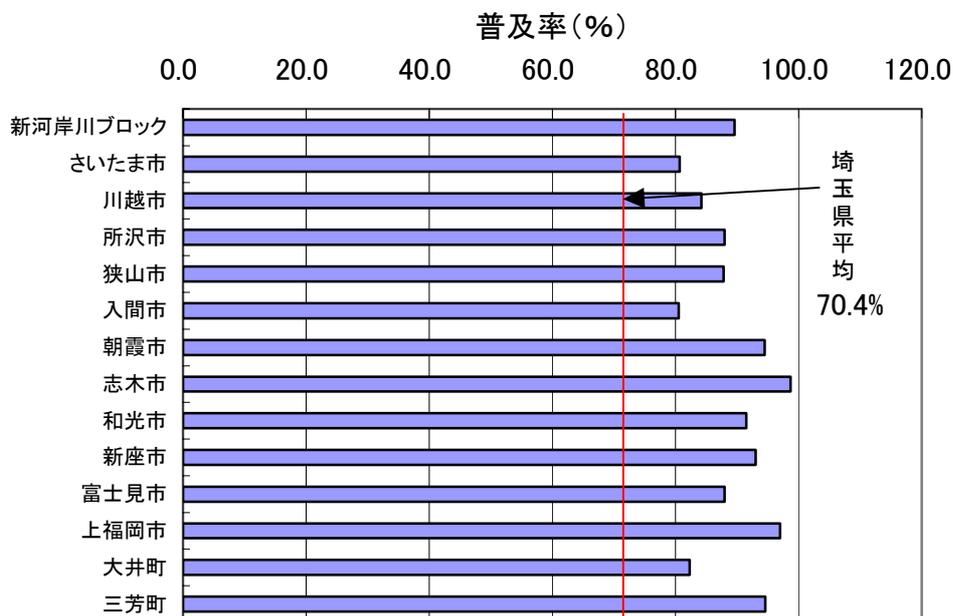


出典：国勢調査報告 第3巻第2次基本集計結果を基に作成

下水道

新河岸川ブロックの平成14年度末の下水道普及率は、89.6%であり、埼玉県の普及率70.4%を大きく上回る。また、新河岸川ブロック内で下水道普及率が高いのは、志木市98.7%上福岡市97.0%であり、入間市80.5%が最も低い。

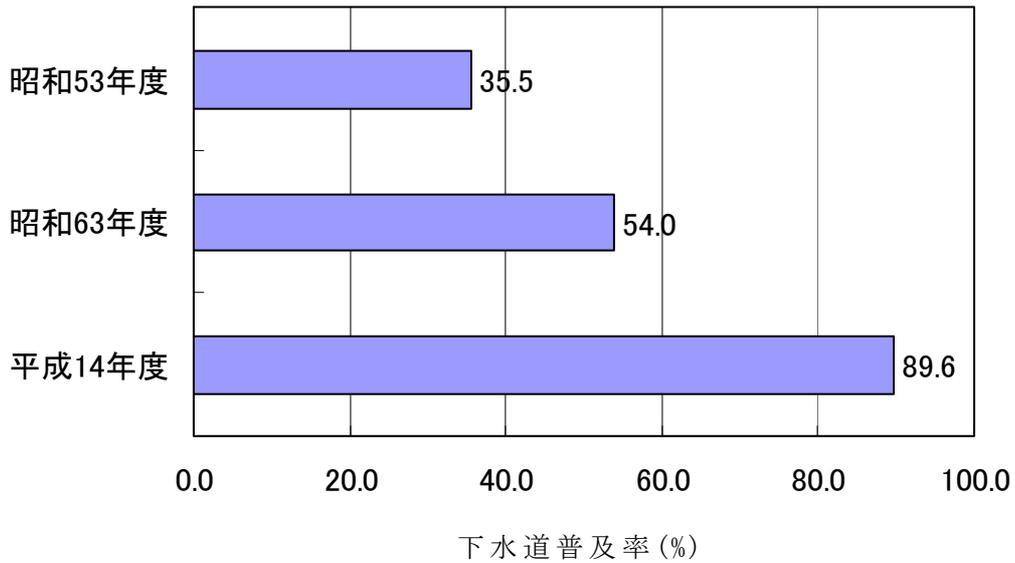
図 1-1-9 新河岸川ブロック下水道普及率



出典：埼玉県の下水道 2003

昭和 40 年代は市町が建設・管理する公共下水道による処理が行われ、昭和 50 年代になると埼玉県が建設、管理する流域下水道による処理が開始された。現在は下水道の普及率が大幅に増大し、約 90% の普及率となっている。

図 1-1-10 新河岸川ブロック下水道普及率 経年変化



出典：昭和 53 年度版下水道統計、昭和 63 年度版下水道統計、埼玉県の下水道 2003

注)昭和 53 年度の下水道普及率は、供用開始をしている川越市、大宮市、所沢市、狭山市、入間市のみで算出した。

1.2 新河岸川ブロックの現状と課題

1.2.1 治水に関する現状と課題

新河岸川の河川改修は昭和 43 年に始まり、昭和 54 年には総合治水対策特定河川事業の対象河川となり本格化した。

新河岸川ブロックでは、昭和 57 年、平成 3 年、10 年と 3 回の大きな浸水被害により河川激甚災害対策特別緊急事業が採択され、新河岸川本川の河川改修を中心として、新河岸川放水路、

びん沼調節池、蛇島調節池、寺尾調節池など治水施設の整備が進んでいる。そのほか、10 市 2 町で洪水ハザードマップが公表されており、広報・PR 活動等による避難対策も検討されている。

また、国においても、南畑排水機場や朝霞水門などの整備が行われてきた。

しかし、平成 10 年 8 月、平成 11 年 8 月等の頻発する洪水により本川未改修区間や支川沿いの低地で浸水被害が発生している。これら低地部は、都市化が進展し、人口、資産が集中していることから、流域の治水安全度の向上を図ることが緊急の課題になっている。なお、流域対策については、関係する市町や、地域住民と連携・協力することが必要である。

写真 平成 10 年 8 月洪水 旭住宅浸水状況



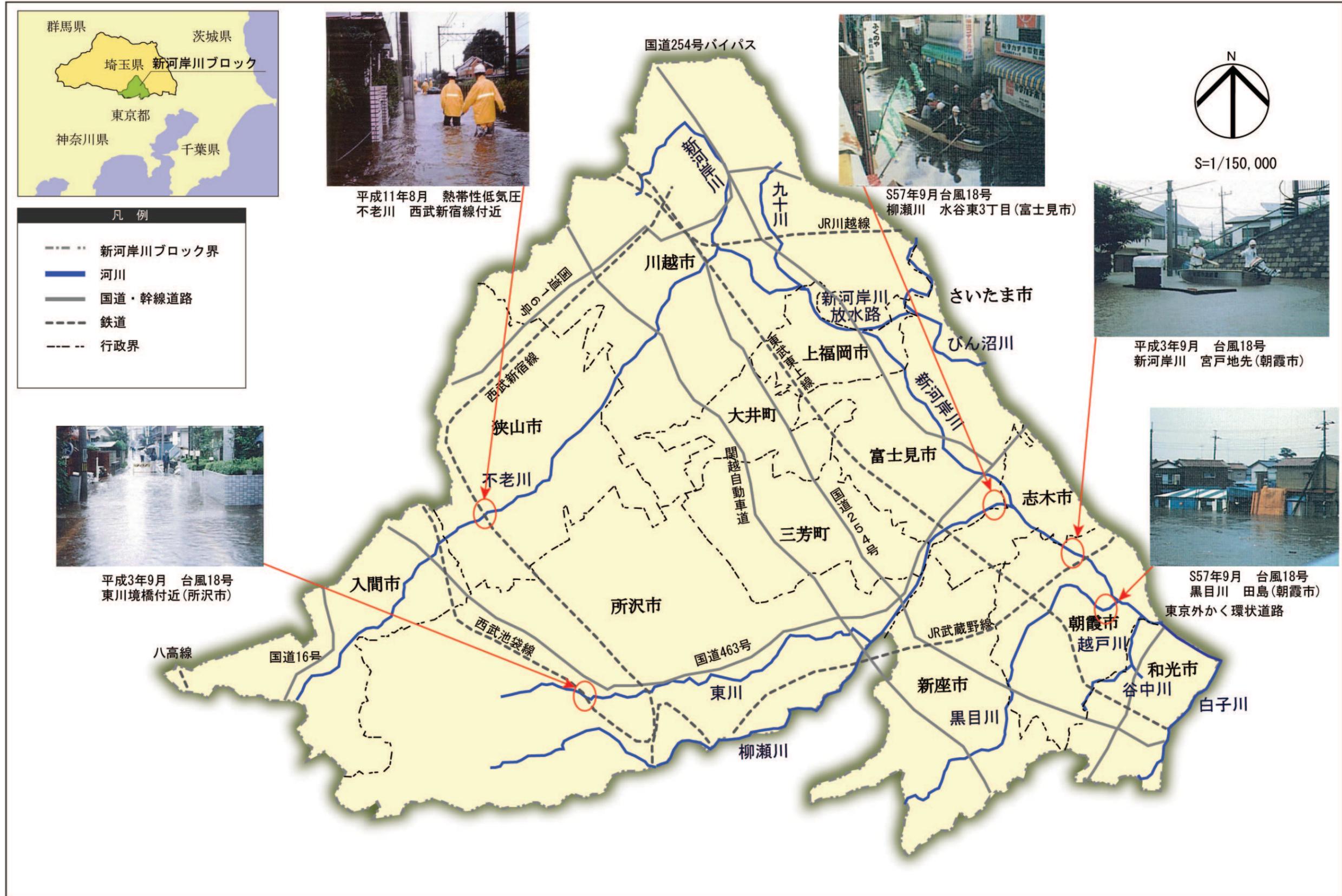
表 1.2.1 新河岸川ブロックの主要洪水

洪水発生年月	流域平均雨量*		浸水実績			備考
	総雨量 (mm)	時間最大 (mm)	床下浸水 (戸)	床上浸水 (戸)	計 (戸)	
昭和33年9月*	329.6	27.9	3,950	2,200	6,150	狩野川台風
昭和41年6月	265.7	27.7	5,076	2,821	7,897	台風 4号
昭和57年9月	312.0	45.2	6,026	3,259	9,285	台風18号
平成3年9月	222.3	24.0	3,226	1,398	4,624	台風18号
平成10年8月	287.2	31.4	2,197	1,630	3,827	前線性豪雨
平成11年8月	239.3	24.0	970	154	1,114	熱帯性低気圧

出典：埼玉県水害調査報告書（埼玉県）

注)総雨量は、国土交通省(川越、入間、所沢、志木、東村山、新座)、気象庁及び東京都などの観測所における流域平均雨量の総雨量。時間最大は流域平均雨量の時間最大雨量
注)床下・床上浸水は、新河岸川流域整備計画書及び水害統計などにより集計した

図1-2-1 新河岸川ブロック内の浸水被害状況図



総合治水対策とは

流域の急激な市街化により、浸水被害が増大している流域において、従来行ってきた河川改修や調節池などの“治水施設の整備”だけでなく、保水・遊水機能を高めるとともに、洪水被害の軽減対策に寄与する雨水貯留浸透施設の設置等の“流域における対策”と一体となっていく対策が重要となってきた。また、河川整備だけでなく、被害を最小限にとどめるため、河川が危険な状態になるおそれのある場合に事前に知らせたり、河川が氾濫した場合の被害を予測し、避難場所等を流域住民に知らせる“ソフト対策”を含めた対策を総合治水対策という。

図 1-2-2 総合治水対策の概要

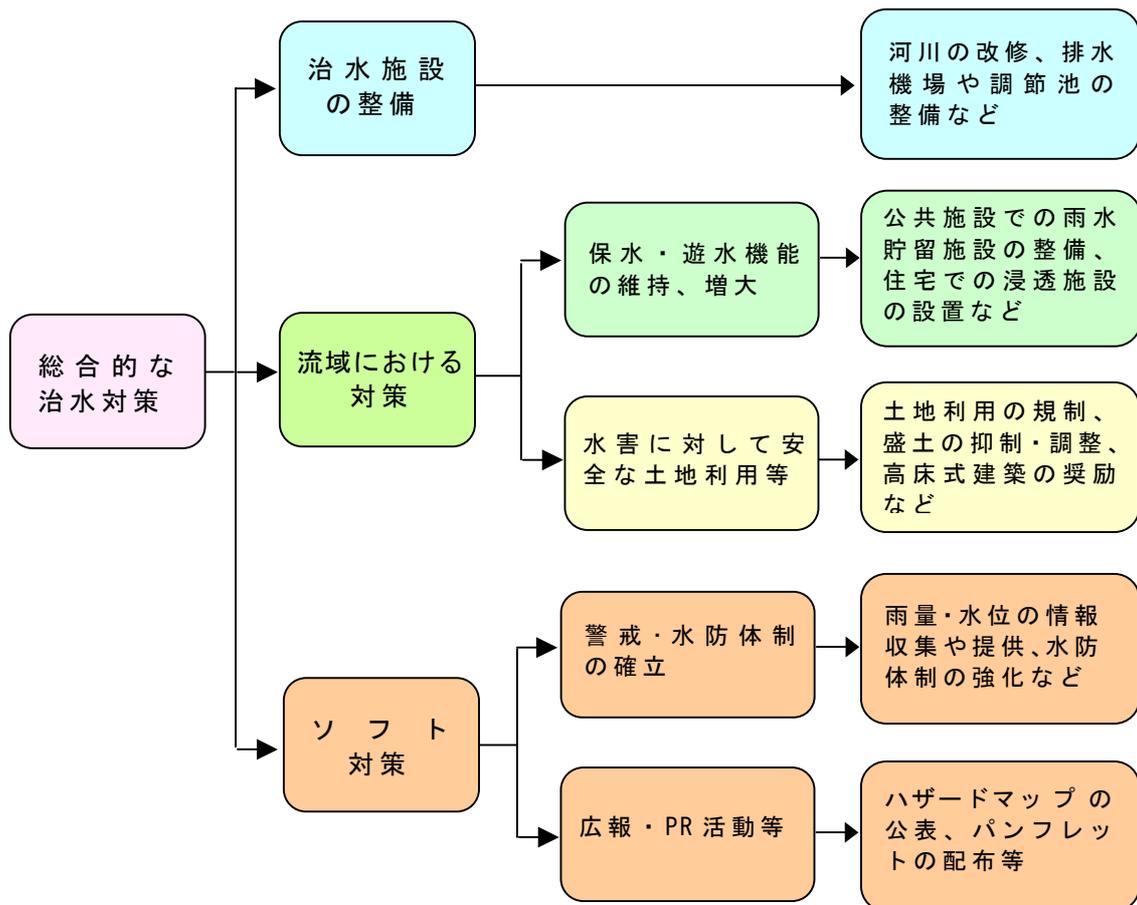


表 1-2-2 主な治水施設の整備状況

流域の市街化率	代表的な洪水	施設整備状況			備考
		埼玉県		国	
		河道改修	放水路・調節池		
S36年 13%	S33年9月 (狩野川台風)				
S44年 27%	S41年6月 (台風4号)				S43年：中小河川改修事業開始 S48年：荒川工事実施 基本計画の改定 志茂橋流量 770 m ³ /s 隅田川流量 2100 m ³ /s 荒川への域外放流量 530 m ³ /s
S53年 38%	S54年9月 S57年9月 (台風18号) 激特 [*] 採択	黒目川合流点～伊佐島橋(12.4～21.2km)の改修に着手 宮戸橋～浦和所沢線(15.4～17.0km)の改修に着手	新河岸川放水路完成(S61.6) びん沼川暫々定完成(S62.6)(60m ³ /s分流)	南畑排水機場 60m ³ /s完成(S61.6)	S53.8：新河岸川流域総合治水対策協議会準備会発足 S54年：総合治水対策特定事業に移行 S55.8.12：第1回流域協議会 S56.6.9：新河岸川流域浸水実績図公表 S57.8.3：第3回流域協議会流域整備計画承認
H2年 45%	H3年9月 (台風18号) 激特 [*] 採択			朝霞水門完成(H7.6)	S62.1.23：新河岸川流域浸水予想区域図の公表
H12年 48%	H10年8月 (梅雨前線豪雨) 激特 [*] 採択	不老川の改修に着手(H8) 激特事業により新河岸川放水路～壘橋間(23.0～28.4km)の河道改修に着手(H10)	入曽調節池 7.7万 m ³ 完成(H9) 蛇島調節池 18万 m ³ 完成(H12) 寺尾調節池 36万 m ³ 完成 九十川排水機場 10m ³ /s完成(H14) びん沼調節池 170万 m ³ 完成(H15)	朝霞調節池 暫定供用(H16.5)	H13.3 洪水ハザードマップ作成・公表(新河岸川流域、10市2町：川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、上福岡市、大井町、三芳町)
H14年 49%					

注) 激特：河川激甚災害対策特別緊急事業の略称

図1-2-3 新河岸川ブロックの河川改修状況(平成15年度末)



1.2.2 河川の利用及び河川環境に関する現状と課題

水利用

新河岸川ブロック内での農業用水は、新河岸川、九十川、びん沼川、新河岸川放水路において 24 件の慣行水利権と 4 件の許可水利権がある。その灌漑面積は、それぞれ 633ha 及び 185ha となっており主水源は、入間川、荒川となっている。また、水道用水は、かつてその殆どを地下水に依存していたが高度経済成長期以降は、過剰揚水から著しい地盤沈下が生じたため、地下水削減と需要量増加に対処すべく昭和 49 年から利根川、荒川を水源とする埼玉県営水道用水が導入され現在に至っている。

注) 集計件数、灌漑面積は、埼玉県農林部農村整備課「農業用水水利権台帳（荒川水系）」による

流量の状況（流況）

新河岸川ブロックは市街化を流れる河川のため、河川流量は生活排水と雨水が構成している。冬期などの渇水期には雨水等が減少し、生活排水の占める割合が高くなっている。

新河岸川ブロックの流況は、平均渇水流量を見ると、新河岸川下流部の新倉地点では $27.0\text{m}^3/\text{s}$ (H3~H10)、中流部の宮戸橋地点では $7.8\text{m}^3/\text{s}$ (H8~H12)、南畑橋地点では $2.7\text{m}^3/\text{s}$ (H2~H13)。上流部の川崎橋地点では約 $2.0\text{m}^3/\text{s}$ (H2~H12)、不老川の入曽橋地点では $0.4\text{m}^3/\text{s}$ (H3~H10)、柳瀬川中流部の清柳橋地点では $1.4\text{m}^3/\text{s}$ (H8~H12)、黒目川下流部の浜崎地点では $2.4\text{m}^3/\text{s}$ (H3~H9) となっている。

自然環境

新河岸川ブロックでは、鳥類については柳瀬川で確認種が最も多く、タゲリ、オオタカ、ハイタカ、ツミなどが確認されている。また、魚類については、新河岸川で確認種が最も多く、タナゴ、カマツカ、ギンブナ、コイ、ヨシノボリ等が確認されているが、多様な生物が生息・生育する環境とは言い難い。近年ではオオクチバス、ブルーギル等の外来種が多く見られるようになり、生態系への影響が懸念される。旧河川は生態系上重要な役割を持っている箇所もあり、保全や有効活用が求められる。

柳瀬川上流部にある狭山丘陵の雑木林は、人気アニメ「となりのトトロ」の舞台にもなっており自然豊かな場所が残っているが、近年、産業廃棄物、ゴミなどの不法投棄が続く問題となっており、「トトロのふるさと財団」が中心とな

図 1-2-5 流量観測地点



り自然保護運動を行っている。

水 質

新河岸川ブロックでは高度成長期流域の宅地化とともに水質汚濁が急激に進行し、昭和 40 年代後半に、一部では BOD が 70～80mg/l のところも発生する状況となった。しかし、流域の下水道整備の進展等により、現在では環境基準(E 類型) *である 10mg/l 程度まで回復している。

特に、不老川の水質汚濁は著しく、旧環境庁の全国水質調査では、昭和 58 年度～60 年度まで 3 年連続全国ワースト 1 を記録していた。そこで、平成 6 年度に不老川水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンス 21) を策定し、河川事業での浄化施設の整備、下水道事業での下水道の整備等を実施した。この結果、計画目標年度である平成 12 年度には、水質はかなり改善したが、目標値とした生活環境の保全の環境基準(10mg/l 以下) を満足するには至らなかった。このような状況を踏まえ、快適な水環境を有する川として次世代を担う子供たちへの引き継いでいけるよう、人と水生生物等が共生できる望ましい河川環境の創出を図るため、計画目標を平成 23 年度、目標水質を環境基準 D 類型(8mg/l) とした、不老川第二期水環境改善緊急行動計画(不老川清流ルネッサンス II) *を策定し、引き続き水質及び水量の改善の対策を実施していく。

注) 環境基準：公害防止の目標値。AA～E 類型の 6 段階に分類。E 類型：BOD でいえば 10mg/l 以下で日常生活において不快感を生じない限度。

項目		BOD (mg/l)	BOD (mg/l)										出典		
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
環境基準の類型(河川)	AA	水道 1 級、自然環境保全+A	■												①
	A	水道 2 級、水産一級、水浴+B	■	■											
	B	水道 3 級、水産 2+C	■	■	■										
	C	水産 3 級、工業用水 1 級+D	■	■	■	■									
	D	工業用水 2 級、農業用水+E	■	■	■	■	■	■	■						
	E	工業用水 3 級、環境保全	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
生物の生息	ヤマメ・イワナ		■	■										②	
	オイカワ・カワムツ			■	■										
	アユ		■	■	■	■	■								
	コイ・フナ			■	■	■	■	■	■						
	水質汚濁階級		貧腐水性		β 中腐水性			α 中腐水性				強腐水性			

環境基準の ■ は、該当する BOD 濃度を示す。

生物の生息 ■ は、多く見られる BOD 濃度、■ は、時々見られる BOD 濃度を示す。

出典①：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年、環境庁告示第 59 号)

②：「建設省簡易水生生物調査」

注) 不老川第二期水環境改善緊急行動計画：清流ルネッサンス 21 に続く水環境改善計画で、水質改善に加え、水量の確保も目的としている。地域住民との連携・対話を進めながら、水環境を改善していくための施策(河川事業、下水道事業、その他水環境改善に関連する施策)を示したもの。

「荒川水系不老川第二期水環境改善緊急行動計画」より抜粋

- 計画目標年度：平成 23 年度(現況基準年度平成 13 年度)
- 中間評価年度：平成 18 年度
- 目標水質：BOD8mg/L

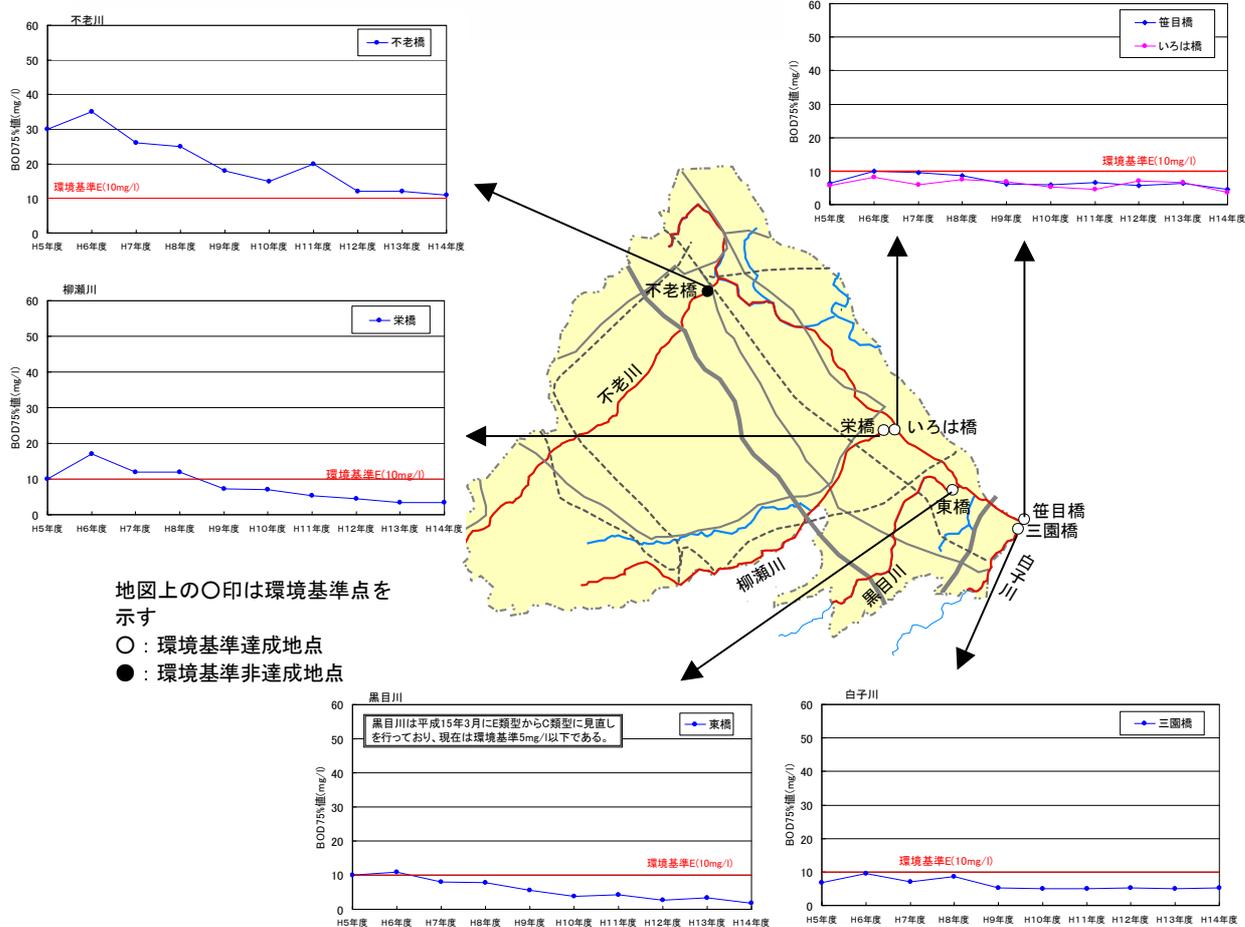
図 1-2-4 水域の類型指定状況と BOD 環境基準の達成状況図(平成 14 年度)

類型	BOD 環境基準
AA	1mg/l 以下
A	2mg/l 以下
B	3mg/l 以下
C	5mg/l 以下
D	8mg/l 以下
E	10mg/l 以下



出典：平成 14 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果（埼玉県）

図 1-2-5 BOD75%値の経年変化



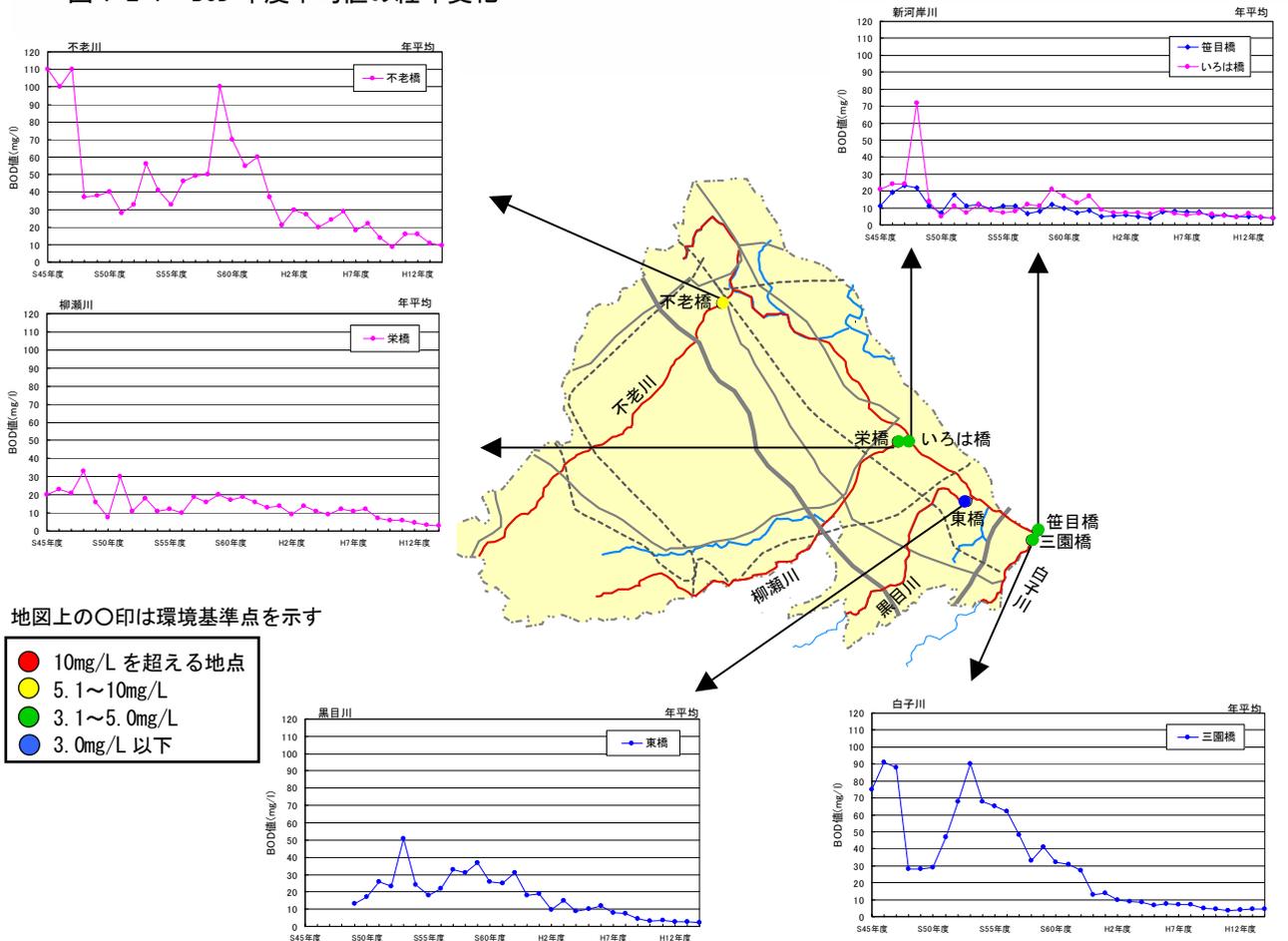
出典：平成 14 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果（埼玉県）

図 1-2-6 水質汚濁状況図



出典：平成 14 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果（埼玉県）

図 1-2-7 BOD 年度平均値の経年変化



出典：平成 14 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果（埼玉県）

河川空間の利用

新河岸川ブロックの主な河川空間の利用は散歩や自然観察である。この他、釣り、水遊び、ピクニック、カヌー、散策、サイクリングなどがある。

新河岸川ではいろは橋付近をはじめ、所々河川敷に親水公園・緑地が整備されており、人々が水際まで近寄ることができ、散歩や自然観察、サイクリングを楽しむ人たちが賑わっている。

水面が広い柳瀬川下流では、イベントとしてカヌーなどの水面利用が行われ、春には桜を見に多くの人を訪れる。また、柳瀬川は景観がよく、水辺に近づきやすいため、散歩や自然観察を訪れる人も多い。

不老川では、水遊びをするための親水デッキや階段が整備されている箇所があり、夏季には子供たちの遊び場になっている。また、入曽調節池^{いりそちようせつち}では池内をテニスコートとして利用している。不老川上流部は自然が残っており、自然観察や散歩を訪れる人が多い。

白子川では、管理用通路の一部が散策に利用されている。黒目川下流部は、整備された遊歩道へ散策を訪れる人が多い。また、びん沼川では、魚釣りや魚採り等の利用が盛んである。

このように、新河岸川ブロックの河川は、自然豊かな水辺環境の創出や、憩いの場としての河川利用を望む地域の声が多いことから、限られた敷地を有効に活用して、沿川の遊歩道の整備や、調節池内の多目的利用施設、自然観察施設等の整備を進めるとともに、多自然型の河川整備に努めている。

入曽調節池の様子



黒目川の階段工



第2章 河川整備計画の目標に関する事項

本計画では、水害を軽減する「安心・安全の川づくり」と流域や川の個性、地域との関わりを踏まえた「人と自然にやさしい川づくり」を進め、「次世代に継承できる川」の実現を目指していく。

河川整備にあたっては、近年の浸水被害状況や治水施設の整備状況、河川水の利用状況、流況、自然環境、水質、河川空間の利用状況などを総合的に考慮し、都心への通勤圏に位置し緑豊かな環境も残る新河岸川ブロックの河川の特徴を生かした整備を進める。

新河岸川ブロックは首都に近いことからスプロール化により、宅地開発が進み、遊水機能を有する河川沿いの水田や畑地にも人口や資産の集中が起こっている。そのため、都市化の進展に伴う土地利用の変化による流域からの流出量の増大と、河川沿い低地における資産集中により、浸水被害に悩まされている。一方、新河岸川ブロックの河川は、自然豊かな水辺環境の創出や、憩いの場としての河川利用などが求められている。

このため、今後も引き続き「安心・安全の川づくり」のために、総合治水対策に基づき効果的な治水施設の整備を進めていくものとする。また「人と自然にやさしい川づくり」のために、都心への通勤圏に位置し緑豊かな環境も残る新河岸川ブロックの特徴を十分生かした河川環境の整備を進めていく。そして、浸水被害の軽減と河川環境が共存する「次世代に継承できる川」の実現を目指していく。

2.1 計画対象期間及び計画対象区間

計画対象期間

計画対象期間は、計画策定から概ね30年の期間とする。

計画対象区間

河川整備計画の対象とする区間は、新河岸川ブロックにおける一級河川のうち、埼玉県が管理する全ての区間とする。

本計画対象期間は概ね30年間であるが、まちづくりなど社会状況、流域の自然状況などの変化や、新しい知見、技術などの変化により適宜見直しを行うものとする。

計画対象区間については、11河川、延べ河川延長約96kmのうち、埼玉県が管理する区間とする。

表 2-1-1 新河岸川ブロックの計画対象区間（うち埼玉県が管理する区間）

河川名	区 間		河川延長 ^{*)} (m)
	上流端	下流端	
新河岸川	左岸 川越市上野田町 11 番の 1 号地先 右岸 川越市上野田町 12 番の 1 号地先	隅田川への 合流点	25,698
白子川	東京都練馬区南大泉町 287 番の 1 地先の都道橋	新河岸川への 合流点	右岸 3,250 左岸 2,370
越戸川	左岸 和光市大字新倉 4722 番地先 右岸 和光市大字新倉 4740 番地先	新河岸川への 合流点	3,850
谷中川	左岸 和光市大字新倉漆台 3627 番地先 右岸 和光市大字新倉漆台 3625 番地先	越戸川への 合流点	750
黒目川	左岸 東京都東久留米市下里 7 丁目 335 番地先 右岸 東京都東久留米市下里 1 丁目 273 番地の 2 地先	新河岸川への 合流点	14,480
柳瀬川	左岸 所沢市大字上山口字関場 1304 番地先 右岸 所沢市大字字中内手 1550 番地先	新河岸川への 合流点	右岸 19,450 左岸 16,400
東川	左岸 所沢市大字糞谷字境井 699 番地の 3 地先 右岸 所沢市大字糞谷字境井 699 番地の 2 地先	柳瀬川への 合流点	11,455
九十川	左岸 川越市大字古谷上字伊佐沼 1 番地先 右岸 川越市大字南田島入会 2510 番地の 1 地先	新河岸川への 合流点	4,500
不老川	左岸 入間市大字宮寺字神明腰 2230 番地先 右岸 入間市大字宮寺字神明腰 2231 番地先	新河岸川への 合流点	16,950
びん沼川	左岸 さいたま市西区湯木町 2 丁目 92 番地先 右岸 川越市大字古谷本郷下組字二本木 1498 番の 3 地先	荒川への 合流点	5,900
新河岸川 放水路	新河岸川からの分派点	びん沼川への 合流点	1,200

* 河川指定区間調書による

2.2 洪水による災害の発生の防止または軽減に関する事項

洪水による災害の発生の防止または軽減を図るため、将来的な計画を考慮しながら、河川整備計画では当面の県の改修目的である、時間雨量 50mm 程度の降雨より発生する洪水は安全に流下させることができる治水施設の整備と流域の流出抑制対策を進めていく。

また、河川機能を維持するために、整備完了箇所については、適切な維持管理を進めていく。計画規模を上回る洪水等に対しても被害を最小限に抑えるよう、関係機関や地域住民とともに防災体制と危機管理施策の充実に努めていく。

新河岸川ブロックは都市化の進展に合わせた治水施設の整備が追いつかず、近年でも浸水被害が発生している。そこで、県の河川整備の当面の目標である時間雨量 50mm 程度の降雨により発生する洪水は、安全に流下させることのできる、治水施設の整備と流域の流出抑制対策を進めていく。

洪水による災害の発生の防止または軽減を図るため、河道拡幅や調節池の整備などの治水施設の整備とあわせ、関係機関や地域住民とともに流域の流出抑制対策を進めていく。

また、河川機能を維持するとともに流下能力を確保するため、整備完了箇所については、適切な維持管理を進めていく。そのほか、洪水などの発生時の被害を最小限に抑えるため、ITなどを活用しながら河川情報の収集と提供に努めていくとともに、関係機関と連携しながら地域の水防活動などを支援するなど、危機管理体制の充実に努めていく。

表 2-2-1 雨の降り具合の目安

雨の規模	時間雨量	雨の降り具合
普通の雨（小雨）	1～10mm/hr	地面に水溜りができる程度によくある雨
強い雨	10～30mm/hr	地面一面に水溜りができ、水はねがかなり生じる程度の雨
激しい雨	30～50mm/hr	土砂降りの雨。傘を差していても濡れてしまう程度の雨
糸雨	50～70mm/hr	降り注ぐ雨が、連続して糸の様に見える程度の雨で車の運転は困難
滝雨	70～100mm/hr	降り注ぐ雨が、滝の様に見える状態で低地を中心に浸水被害が発生しやすい。
板雨	100mm/hr以上	降り注ぐ雨が、連続して板の様に見え、視界を遮る状態。

* 50mm/hr は概ね 3 年に 1 回に相当する。

2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な水利用を図るため、関係機関と連携・協力して、農業用水の取水・還元量などの実態の把握に努めていく。

また、流水の正常な機能を維持していくため、流況の把握と維持流量の検討に努めるとともに、その確保と健全な水循環系の構築に努めていく。

新河岸川ブロック内の河川の水は、一部で農業用水として利用されている一方で、動植物の生息生育環境や流水の清潔の保持、良好な景観などを支えている。

したがって、今後も河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持の観点から、河川流量等の把握、取水・還元等の実態の把握、農業用水等の利水状況の把握、動植物の生息や生育・流水の清潔の保持・良好な景観等に必要となる流量の検討などに努めるとともに、河川流量の安定のため、関係機関と連携を図っていくものとする。

また、関係機関や地域住民とともに透水性舗装や雨水貯留浸透施設及び各戸貯留浸透マスなどによる地下水の涵養を行うことにより、流量の確保と健全な水循環系の構築に努めていく。

2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

良好な河川環境を形成していくため、多種多様な動植物の生息環境に配慮した川づくり、親しみやすい水辺環境や生物生息環境を目指した水質の改善、身近で水辺に親しめるような空間の創出を図る河川環境の整備を進めていく。

また、新河岸川ブロック内に残る良好な河川環境の状況を維持していくため、河川環境の保全に努めていく。整備や保全にあたっては関係機関や地域住民とともに取り組んでいく。

新河岸川ブロックは都市化の進展した地域であるため、地域住民にとって河川は貴重な水辺空間であるとともに、親水空間、憩いの場となっている。そして、社寺林や屋敷林などの平地林との一体感、河川沿いの斜面林、河畔林とのつながりは河川景観を向上させている。そこで、良好な河川環境の形成と保全のための河川整備を進めていく。

良好な河川環境を形成していくため、昔の川の姿を参考とした多自然型川づくりを進める「自然を活かした川の整備」、関係機関や地域住民とともに水質改善と環境基準の達成を図る「水質の浄化」、河川空間の有効活用を図る「親水性の確保」などにより、河川環境の整備を進めていく。

良好な河川環境の状況を維持していくため、水質浄化施設の適切な維持・管理や地域住民へのPRを図る「水質の維持」、まとまった自然環境の保全や地元固有種の保全を図る「優れた自然環境や景観の保全」などにより、河川環境の保全に努めていく。

そして、河川環境の整備と保全については、特に関係機関や地域住民とともに取り組んでいく。

第3章 河川整備の実施に関する事項

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所

洪水による浸水被害発生防止または軽減、河川環境の整備目標を達成するため、各河川の特徴を活かしながら河川整備を進めていく。

また、川づくりにおいては、関係機関や地域住民とともに、流域の流出抑制対策、自然を活かした川の整備、水質浄化、親水性の確保を進めていく。

河川工事の目的

洪水による浸水被害発生防止または軽減を図り、自然を活かした川の整備を進めるため、低水路の線形やみお筋の幅など、昔の川の姿を参考とした多自然型川づくりに努め、良好な地域をつなぐ水と緑のネットワークを形成していく。

治水施設の整備と流域の流出抑制対策を進め、時間雨量 50mm 程度の降雨により発生する洪水は安全に流下させるとともに、多種多様な動植物の生息環境に配慮した川づくりを進めていく。

なお本計画で示した河道の断面は、治水機能上その地点において最低限必要な流下断面を確保するものとして設定したものである。したがって、もともと用地に余裕のある箇所や、計画図に示した河道の断面以上の用地が確保できる箇所においては、それらの用地や現況河道を有効に活用しながら河道内の多様な流れを創出し、瀬や淵の再生が行われるよう工夫していく。

河川整備にあたっての取組

- ・ 河川の流下能力向上を図るため、堤防のかさ上げ、築堤、河道拡幅、河床掘削などの整備を進める。
- ・ 下流への洪水流量低減のために、調節池の整備を進める。
- ・ 自然の力によって瀬や淵の再生が行われるよう整備方法や工法、材料等に配慮するなどの整備に努める。
- ・ 木材、石材などの自然素材や、多孔質材料を用いることにより、法面や水際部を植生が繁茂できる構造とする。又、自然の連続性を失わない構造とするなど、多様な動植物の生息・生育環境に配慮した河川環境を創出するなどの整備に努める。

- ・ 掘削土砂などを河床材料や覆土に用いるなど、現地で発生した材料を活用し、在来の動植物に配慮した整備に努める。
- ・ 地域と連携を図り、極力単調とならない、地域全体の景観と調和のとれたデザインとするなどの整備に努める。
- ・ 多自然型川づくりの実施例から、良好な結果が得られた例、工夫の余地がある例などを参考にする。

流域の流出抑制対策

- ・ 県立高校への校庭貯留施設の設置、既存住宅への雨水浸透マスの設置を進める。
- ・ 関係機関に対し、小学校や中学校の校庭貯留施設の設置、新規住宅への雨水浸透マス設置指導、透水性舗装や浸透側溝、浸透管の設置、市街化調整区域の保持や遊水機能の確保など、協力を働きかける。
- ・ 関係機関とともに開発業者に対して、防災調整池の設置、湛水実績貯留量の確保を指導する。

水質の浄化

関係機関や地域住民とともに、水環境改善緊急行動計画を実施していく。そして、水質改善と環境基準の達成をはかり、生物生息環境や親しみやすい水辺環境の改善に努めていく。

- ・ 不老川の河川浄化施設の維持管理を徹底し、汚濁負荷の削減を図る。
- ・ 関係機関に対し、下水処理水の導入、下水道整備の推進、下水道接続率の向上、合併浄化槽の設置促進の協力を働きかける。
- ・ 地域住民とともに、清掃活動や美化活動、生活雑排水対策などに取り組む。

親水性の確保

地域の実状やニーズに応じた河川空間の有効活用を図り、身近で水辺に親しめるような空間の創出に努めていく。

- ・ 管理用通路などについては、遊歩道などに利用しやすい整備を進める。
- ・ 階段などの整備については、地域との導線を考慮した整備に努める。
- ・ 法面や水際は緩傾斜化するなどの配慮に努める。
- ・ 伝統、文化、川とのつきあい方、河川に関わる観光、イベントなどにも配慮した河川空間づくりを進める。

関係機関や地域住民とともに、高齢者や障害者にも優しい親しみやすい河川空間づくりに取り組んでいく。

施行の場所

概ね 30 年間で整備を計画している河川は 9 河川である。

河川工事では、流下能力の向上や洪水流量の低減を図るとともに、自然を活かした川の整備や親水性の確保など、良好な河川環境の形成を図っていく。なお、各河川において、整備にあたって配慮すべき事項は附図に記載した。

新河岸川

河道の拡幅、河床掘削、築堤により河積を拡大し、浸水被害の軽減を図る。整備にあたっては周辺環境との調和、動植物の生息・生育環境に配慮し、多自然型護岸など、人や自然にやさしい水辺づくりに努める。

白子川

整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅によって河積を拡大するとともに調節池を設置し浸水被害の軽減を図る。河道改修に併せて、周辺環境との調和に配慮し、管理用通路を散策できるようにするなど、都市部の貴重な河川空間の有効利用を図る。また、既存の河畔林による良好な景観を極力保全するよう努める。

越戸川

河道拡幅によって河積を拡大し、浸水被害の軽減を図る。河道改修と併せて周辺環境との調和に配慮し、散策できる管理用通路やスロープを整備するなど、都市部の貴重な河川空間の有効利用を図る。

黒目川

河道拡幅と河床掘削によって河積を拡大し浸水被害の軽減を図る。環境面の整備として、高水敷や瀬、淵の保全・回復、桜並木の保全に努める。また、親水面の整備として、管理用通路を散策路として整備し、高水敷に降りられる階段・スロープを整備する。

柳瀬川

河道拡幅と河床掘削によって河積を拡大するとともに調節池を設置し浸水被害の軽減を図る。整備にあたっては、河道内の瀬、淵とみお筋の創出に努めるとともに、周辺環境との調和、動植物の生息・生育環境に配慮し、多自然型護岸など、人や自然にやさしい水辺づくりに努める。比較的広い高水敷や旧河道では、散策できるような親水整備を行う。また、上流部では既存の蛇行河道を極力保全するよう努める。

東川

地下河川の整備、河道の拡幅と掘削によって河積を拡大するとともに調節池を設置し、浸水被害の軽減を図る。地下河川整備区間については、既存の桜並木による良好な景観の保全に努める。また、調節池及び地下河川上流の河川整備については、周辺環境との調和、動植物の生息・生育環境に配慮した整備を行う。

九十川

築堤と河床掘削を行うとともに調節池の設置、排水機場の排水ポンプの増設により浸水被害の軽減を図る。整備にあたっては、周辺の田園地帯の景観との調和、動植物の生息・生育環境に配慮し、自然素材を活用した多自然型護岸など、人や自然にやさしい水辺づくりに努める。

不老川

河道拡幅と掘削により河積を拡大するとともに調節池を設置し浸水被害の軽減を図る。整備にあたっては、周辺環境との調和、動植物の生息・生育環境に配慮し、多自然型護岸など人や自然にやさしい水辺づくりに努める。また、地域協議会により策定された第二期水環境改善緊急行動計画に基づき、水質改善や流量確保に資する河川の浄化や環境整備を行う。

びん沼川

治水工事は完了していることから、関係市と協力しながら、自然環境の保全や親水整備を行うとともに、学識経験者の意見を踏まえ、自然、文化、風景、治水という多面的な機能を備えた新たな水の回廊（びん沼川水彩回廊）となるよう整備する。また、既存の河畔林は良好な景観を極力保全するよう努める。

その他

護岸の老朽化等沿川の状況の変化により、必要に応じて護岸等を整備し、安全を確認するものとする。また、河岸の崩壊など被災箇所においては、護岸工など適宜災害復旧工事を実施する。

雨水貯留浸透施設などの流域対策の実施を促し、河川改修と合わせた総合的な治水対策事業の推進に努める。

関係機関や地域と連携・協力しながら、身近に水辺に親しめる河川空間や動植物の生息・生育に配慮した河川環境の整備に努める。

表 3-1-1 河川工事の場所と内容

河川整備の実施に関する事項

対象河川	河川工事の場所	延長 (km)	河川工事の内容	
			治水に関すること	河川環境に関すること
新河岸川	県管理区間下流端(9.3km) ～内間木橋(11.9km)	2.60	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・多自然型護岸などの人や自然にやさしい 水辺づくり
	武蔵野線上流左岸(13.9km～14.3km)	0.40	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	
	宮戸橋上流(15.75km) ～岡坂橋下流(17.64km)	1.89	河床掘削	
	岡坂橋左岸(17.64km～17.84km)	0.20	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	
	岡坂橋上流(17.84km) ～木染橋(18.6km)	0.76	河床掘削	
	砂川堀都市下水路付近右岸 (21.04km～21.10km)	0.06	築堤、護岸	
	福岡橋上流右岸(22.58km～22.66km)	0.08	築堤、護岸	
	川崎橋(25.14km)	-	橋梁架け替え	
	旭橋(26.8km)	-	橋梁架け替え	
	不老川合流点(28.2km) ～県管理区間上流端(34.6km)	6.40	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	
	JR川越線橋梁(28.3km)	-	橋梁架け替え、河道掘削、 築堤、護岸	
	渋井水門	-	水門	
小計	12.39			
白子川	東崎橋(2.65km) ～芝屋橋(4.11km)	1.46	河道拡幅、河床掘削、護岸、 橋梁架け替え	・河川空間の有効利用 ・既存の河畔林等の優れた自然環境の保全
	向山	-	調節池	
越戸川	県管理区間下流端(0.0km) ～赤池橋下流(0.82km)	0.82	築堤、河床掘削、護岸	・散策できる管理用通路やスロープを整備 する等の河川空間の有効利用
	赤池橋上流(0.97km) ～未改修区間上流端(1.16km)	0.19		
	小計	1.01		
黒目川	東武東上線(3.55km) ～黒目橋上流(4.4km)	0.85	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、橋梁架け替え	・既存の桜並木等の優れた自然環境の保全 ・親水性の確保
柳瀬川	清柳橋(6.0km)	-	橋梁架け替え	・多自然型護岸などの人や自然にやさしい 水辺づくり ・散策できる等の親水性の確保 ・既存の蛇行河道を極力残す等の優れた自然 環境の保全
	6.30km～金山調節池(8.26km)	(1.96)	河道拡幅(都整備)	
	清瀬橋(9.54km) ～空堀川合流点(10.10km)	(0.56)	河道拡幅(都整備)	
	空堀川合流点(10.10km) ～よもぎ橋(11.92km)	1.82	河床掘削	
	よもぎ橋(11.92km) ～西武新宿線(13.74km)	(1.82)	河道拡幅(都整備)	
	西武新宿線(13.74km) ～県管理区間上流端(19.6km)	5.86	河床掘削	
	水谷	-	調節池	
小計	7.68			
東川	地下河川排水口(5.7km) ～地下河川流入口(8.2km)	2.50	地下河川、立坑4箇所	・既存の桜並木等の優れた自然環境の保全 ・周辺環境、動植物に配慮した整備
	地下河川流入口(8.2km) ～県管理区間上流端(12.6km)	4.40	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	
	上新井区画整理地内	-	調節池	
	日比田	-	調節池	
	北野	-	調節池	
九十川	県管理区間下流端(0.0km) ～県管理区間上流(4.2km)	4.20	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、橋梁架け替え	・多自然型護岸などの人や自然にやさしい 水辺づくり
	九十川	-	調節池	
	九十川排水機場	-	排水ポンプ増設	
不老川	御代橋上流(1.24km) ～県管理区間上流(17.98km)	16.74	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、橋梁架け替え	・多自然型護岸などの人や自然にやさしい 水辺づくり ・水環境改善
	月見台	-	調節池	
	大森	-	調節池	
びん沼川	締切水門(3.0km) ～県管理区間上流(6.0km)	3.00	環境整備	・既存の河畔林等の優れた自然環境の保 全・向上
合計		54.23 (58.57)		

詳細な内容については、附図「整備にあたっての配慮事項」を参照のこと

() : 都整備含む

図3-2-1 新河岸川ブロック河川整備の場所



3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

洪水による被害発生の防止または軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の保全などの目標を達成させるため、各河川の状態を踏まえた、適切な河川の維持管理を関係機関や地域住民と協力しながら進め、河川の機能が十分に発揮されるよう努める。

また、地域住民やNPOなどとの協働による河川整備や維持管理を進めるため、情報交換や河川愛護活動を進めていく。

3.2.1 洪水による被害発生の防止または軽減

河川管理施設の安全性の維持

治水機能を維持するために、護岸・堤防・調節池・河川工作物等について、定期的に巡回し、状況把握と早期の異常発見に努め、異常があった場合には適宜対処し、修繕の機会を捉えて、環境に配慮した対策を検討する。また、除草、伐採、浚渫やゴミの除去などを実施し、洪水流下断面の確保に努めていく。

いずれの場合においても、河川に生息、生育する動植物に配慮しながら適切な対応に努める。

許可工作物等への適切な指導

橋梁や堰等河川を横断する工作物や、その他の工作物について、適切な維持管理がなされるよう指導していく。また、新たに改築する際には、各管理者と連携、協力し、自然環境へ十分に配慮できる構造となるよう指導していく。

河川情報の収集提供

洪水による被害の軽減を目的として、浸水実績の公表、洪水ハザードマップの周知徹底を行うとともに、洪水時には降雨状況、河川状況、避難情報等に関してITなどを活用し情報収集・提供を行い地域住民の防災に対する意識の高揚を図る。また、関係機関や地域住民と連携を図りながら、洪水情報の提供等ソフト対策の充実を図る。

防災意識の啓発・高揚を図るため、「水防月間」に行われる行事の広報活動を実施するとともに、関係市町が実施する防災教育・訓練などを支援していく。

水防月間



3.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

河川の適正な利用

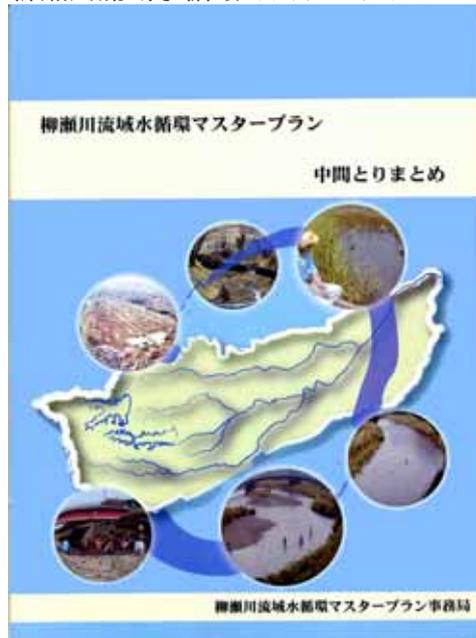
河川の適正な水利用を図るため、河川流量、河川水の取水・還元量の実態、農業用水の利用状況等を把握するとともに、動植物の生息・生育環境や流水の清潔の保持、良好な景観に必要となる維持流量を検討していく。また、河川流量の安定を図るため、関係機関との連携を図っていく。

流水の正常な機能の維持

健全な水循環系の構築のため、関係機関や地域住民と連携、協力して、森林やため池の保全の促進、雨水貯留浸透施設の整備など流域の保水、遊水機能の向上や地下水の涵養を図る。

柳瀬川では、関係機関や地域住民と共に水循環マスタープランの策定が進められており、河川管理者として連携、協力を努めていく。

柳瀬川流域水循環マスタープラン

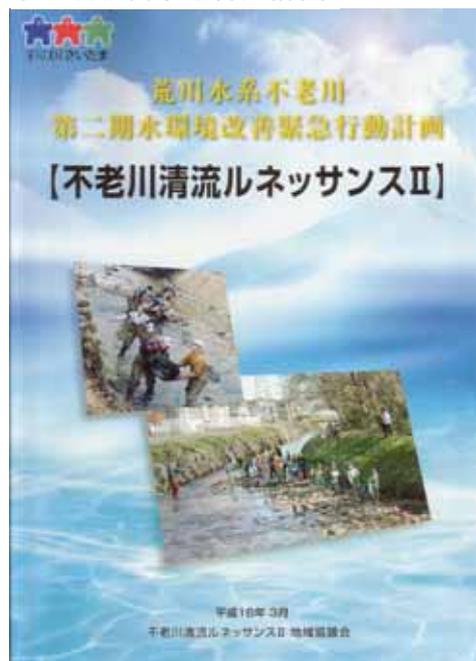


3.2.3 河川環境の保全

水質の維持

水質の改善に向けて、関係機関と連携して、公共下水道、農村集落排水の整備、合併浄化槽の普及を促進するとともに、地域と連携・協力してゴミの清掃等の河川浄化活動等を促進する。不老川では関係機関や地域住民と共に水環境改善緊急行動計画に基づいて水環境の改善に取り組んでいく。さらに、水質異常事故発生時においては、関係機関との密接な連携のもとに、被害に拡大防止、原因究明を促進するとともに原状回復のために必要な措置を講ずる。

水環境改善緊急行動計画



自然環境や景観の保全

良好な河川環境及び自然生態系の保全を行い、旧河川敷、残地の生態系上重要な役割を活かすなど、河川ごとの地域特性を活かした河川空間の創出に努め、適正な河川の自然環境の保全に努める。

埼玉県では、多くの動植物が存続の危機に瀕している現状の問題点を調査・分析し、その結果を踏まえ、総合的な保護計画を策定し、県民・企業・NPO・関係機関と連携・協力した野生動植物の保護対策を推進することとしている。特に、外来魚対策については、外来魚の効果的な駆除方法の研究や駆除の実施、外来魚の人為的移動や再放流を禁止する規制を制定するなど、様々な対策が実施されており、今後とも、それらの施策に関係機関や地域住民とともに連携、協力していく。

親水性の維持と保全

河川における不法投棄、不法盛土、不法係留などを減らすため、河川巡視を強化し、必要に応じ関係市町や警察と連携協力し、河川を適正に管理していく。

また、河川空間は、周辺住民にとって貴重なオープンスペースであり、にぎわいや憩いの場所として活用されていることから、より多くの人気が持ちよく、利用してもらうために適正な管理を行う。そして、関係機関や地域住民が連携・協力して豊かな自然環境に恵まれた河川空間を自然学習や環境学習の場として活用することを促進する。

3.2.4 地域住民との協働

地域住民との情報交換

地域の特性や住民のニーズに適した河川の利用、整備を効果的に行っていくため、広報やインターネット、河川愛護交流会などを活用することなどにより、河川に関する情報を広く地域の方々に提供していくとともに、地域住民から行政が知り得ない貴重な地域情報や多様なニーズの収集に努める。

河川愛護交流会

このため、地域住民やNPOなどの活動を支援する体制づくりを検討するとともに、これらの団体が自由に情報交換できる場やネットワークの構築に協力していく。

黒目川においては地域住民と一体となって河川整備を進めるために、委員会を設置し「黒目川環境整備基本計画」を策定するといった取組が行われている。



河川愛護活動

河川愛護活動に対する協力や支援のために、市民団体やNPOの水質測定や美化活動などの支援体制づくりに努めていく。

清掃活動の様子



また、河川愛護意識の啓蒙、啓発のため、関係機関や市民団体とともに、「河川愛護月間」などのイベントや観光を通じて河川愛護や文化に対する意識を高めるよう努めていく。

河川愛護月間



また、地域の小中学校と連携し、環境に配慮して整備された調節池などを活用した環境学習が促進するように努めていく。

環境学習の様子

